

那須塩原市農業委員会

第34回総会議事録

令和8年3月25日(水)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和8年3月25日（水）午後1時30分～ 午後2時20分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	君島 良一	〃	16	菊地 瞳
〃	5	槌江 栄作	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号1番 石崎 清委員、2番 秋元 誠委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 6) 議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 7) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 8) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

局長補佐兼農政係長 織田 暢子 主事 遠藤 涼介
農地係長 上野 純宏

8. 傍聴人：那須塩原市農業公社 事務局長 田代 正行

那須塩原市農業公社 事業係長 薄井 誠

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第34回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりません。 全員出席となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が 総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき 議長が指名することでご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号1番 石崎 清委員と、2番 秋元 誠委員を指名いたします。それでは議事に入ります。
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番から3番までについて、室井 孝美委員の報告を求めます。
室井 孝美委員	議案第1号、番号1番から3番まで続けて報告します。 まずは議案第1号、番号1番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、3月14日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立波立小学校より南東へ約600メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は3年前に相続をしましたが、農業をやっておらず、譲受人に耕作をお願いしていたのですが、譲りたいとの話があり申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、自作地、借地合わせて40ヘクタールの水田、水稻、野菜50アールを耕作し、トラクター4台、コンバイン1台、田植え機1台、大型乾燥機2台を所有しています。 申請地の耕作予定は、産直用の野菜を耕作予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
室井 孝美委員	続きまして、議案第1号、番号2番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、3月19日、午後3時30分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立波立小学校より北東へ約1キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、親の相続を放棄したのですが、定年になり、もう一度買い戻し、農業を始めたく、生産人との話し合いがまとまり、共同で申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、6.2ヘクタールの水稻、畑69アールでアスパラを耕作し、トラクター3台、ホイルローダー2台他を所有です。 申請地の耕作予定は、ニラです。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
室井 孝美委員	続きまして、議案第1号、番号3番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、3月19日、午後3時30分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立波立小学校より北東へ約1キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、親の相続を放棄したのですが、定年になり、もう一度買い戻し、農業を始めたく、生産人との話し合いがまとまり申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、現在はありません。 申請地の耕作予定は、柿、栗などの果樹を予定しています。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

	また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、 番号1番については、許可することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。
辻野 岩男委員	2番と3番に関連するのですが、譲受人の二人の関係はどのような形になっているのですか。
室井 孝美委員	譲受人の二人の関係は、農地の共同所有者という関係です。下段の譲受人がニラの作付けを行い、収穫、出荷を行います。上段の譲受人は、農地やハウスの管理を行う予定です。
辻野 岩男委員	共有地なのですか？2番は。
室井 孝美委員	共有地です。
辻野 岩男委員	持分等については、その辺までは調べていないですね？
上野農地係長	許可そのものには持分は記載されませんので、通常であれば1/2ずつということになります。実際に登記する際に、契約書等で1/2以外の持分割合が示されれば、そちらで登記ということになるかなと思います。以上です。
議長	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 次に、番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 次に、番号4番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。
菊地 寿行委員	議案第1号、番号4番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、3月17日、午前9時頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、那須塩原市寺子豊岡十字路より北へ約1.1キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は、以前桑畑を作付けしていましたが、今何も栽培しておらず、隣で牧草を作付けしている譲受人が話を持っていき今回の申請に至りました。 譲受人の所有する農地の利用状況は、飼料畑を2, 286アール作付けしており、乳牛400頭を飼育しています。トラクター7台、ハーベスター2台、ローダー5台を所有しています。 申請地の耕作予定は、イタリアン牧草を耕作予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
議長	また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

	か。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
菊地 寿行委員	番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。
	議案第2号、番号1番について報告します。進入路、宅地拡張として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、栃木県立那須特別支援学校より南へ約50メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、申請人は、平成12年に住宅を建築した頃から、申請地を生活用の出入り口として利用してしまいました。出入口が農地であることを知ったことから今回の申請に至りました。
	また、昭和42年頃から許可を得ず宅地として一体利用してしまい誠に申し訳ございませんでした。今後はこのようなことのないよう十分気を付けますとする始末書が添付されています。
	申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので 第1種農地となります。
	本件は周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地で進入路、宅地拡張を造成する内容となっております。
	給排水は新規設置せず、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。
	既存のブロック塀があるため土砂及び雨水の流出はありません。
	現地調査は、3月19日、午前10時20分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号1番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。
木下 久雄委員	番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。
	議案第3号 番号1番について報告します。農地転用許可を取り消す願い出です。
	願い出内容は、議案書記載のとおりです。
	願い出地は、那須塩原市立西小学校より南へ約1.2キロメートル位置しています。
	現地調査は、3月19日、午前9時45分頃に行いました。
	願い出人は、願い出地を一般住宅とするため、平成15年4月21日付けで5条許可を取得しましたが、譲受人が仕事の都合で勤務先が変わり計画を断念せざるを得なくなったため、許可を取消したいとのことでした。
	現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。
	番号1番の願い出は、地元調査員及び現地調査班としては、取消相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号1番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、木下 久雄委員の報告は取消相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》

議長	異議なし多数と認め、番号１番については取消することに決しました。 次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
斎藤 栄委員	番号１番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１番について報告します。 売買により駐車場、資材置場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より南西へ１.３キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、申請地北側で電気設備機器を生産する会社を営 営しており、今回、事業拡大により駐車場、資材置場が必要になったため、今回の申請に 至りました。また譲渡人も離農と住居移転を考えていたタイミングでもありました。 なお、譲受人より令和７年１２月頃から農地転用許可前に残土を置き設置してしま い誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう細心の注意を払い ますとする始末書が添付されています。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内 にあるので第１種農地となります。 本件は隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであ って、事業用地全体の面積に占める申請地の割合が３分の１を超えないため、立地基 準上問題ありません。 事業計画は、申請地で駐車場、資材置場を造成する内容となっています。 給排水は設置せず、雨水排水は自然浸透にて処理します。 周囲に農地がないため、土砂及び雨水の流出はありません。 現地調査は、３月１９日、午前９時４０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班として は許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
菊地 寿行委員	異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 番号２番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。 議案第４号、番号２番について報告します。 売買により建売分譲及び道路として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地の近隣には、小学校や高校、保育園などの教育施設 や、スーパーなどの商業施設が整っており、また、幹線道路にも近く、通勤、通 学には便利に利便性が高く、分譲地としては最適な立地であることから申請に 至りました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール未満の区域内 にあるので第２種農地となります。 本件は申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため、立地基準上 問題ありません。 事業計画は、申請地に建売分譲及び道路を造成する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透池にて処理します。 周囲にＬ型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち農振除外も完了しています。 現地調査は、３月１９日、午前１０時１５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班 としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号２番について、事務局から補足願います。 番号２番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。よって、指令書の 交付は、

議長	常設審議委員会からの答申日又は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。 報告が終わりました。
	番号 2 番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
岡本 利江委員	異議なし多数と認め、番号 2 番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
	番号 3 番について、岡本 利江委員の報告を求めます。
	議案第 4 号、番号 3 番について報告します。
	使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より西へ約 4 0 0 メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、現在は、実家で両親と兄の 3 人と譲受人の家族の 6 人で生活しています。借家に住んでおりましたが、昨年、子供が生まれ、手狭になったため、譲渡人であるお婆の土地が最適であると判断し、申請に至りました。
	申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある 1 0 ヘクタール以上の区域内にあるので第 1 種農地となります。
	本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地で一般住宅を建築する内容となっています。
	上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は宅地内浸透にて処理します。周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。
	現地調査は、3 月 2 3 日、午前 9 時 2 5 分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号 3 番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、岡本 利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 3 番については許可することに決しました。
	番号 4 番について、神藤 芳定委員の報告を求めます。
神藤 芳定委員	議案第 4 号、番号 4 番について報告します。
	売買により駐車場及び通路として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、那須塩原市役所本庁より東へ 3 0 0 メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、譲受人は、申請地に隣接する診療所を経営しており、診療所が現在借りている駐車場を返却しなくてはならなくなり、代替の駐車場を求めているところ、申請地が最適であるということで、今回の申請に至りました。
	なお、譲渡人より、昭和 5 1 年頃から私道として砂利敷きにしてしまい誠に申し訳ございませんでした。今後このような事が無いよう十分気を付けますとする始末書が添付されております。
	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第 3 種農地であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に駐車場及び通路を造成する内容となっています。
	上下水は設置せず、雨水排水は地下浸透にて処理します。
	周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	現地調査は、3 月 2 3 日、午前 9 時 5 分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 石崎 清委員	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤 芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
石崎 清委員	番号５番について、石崎 清委員の報告を求めます。 議案第４号、番号５番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、上井口自治公民館より西へ約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在、借人は千葉県に居住していますが、義両親が高齢になり、両親を支えたいと考え、互いの生活状況等を理解し生活の基盤を整えたいと思い移住計画をし、申請地に使用貸借権により一般住宅を建築するために本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、３月１９日、午前９時１０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 菊地 瞳委員	報告が終わりました。 番号５番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
菊地 瞳委員	番号６番について、菊地 瞳委員の報告を求めます。 議案第４号、番号６番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、ＪＲ 那須塩原駅より南西へ約６００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、ＪＲ 那須塩原駅から徒歩圏内に位置し、利便性が非常に高く、宅地化も進んでおり、更に、周辺に農地も少なく影響も最小限に留めることが出来ることから、駐車場として最適であると判断し、申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。 上下水は設置せず、雨水排水は地下浸透にて処理します。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、３月２３日、午前９時４０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号６番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 瞳委員の報告は許可相当 ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。

木下 久雄委員

番号7番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

議案第4号、番号7番について報告します。

売買により資材置場敷地拡張として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、令和7年8月28日に農地転用許可の許可を得て、同年12月に工事完了し、資材置場として利用しておりますが、製材前後の木材保管場所が必要となることから、更なる敷地拡張計画に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。

本件は、既存の施設の拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地で資材置場敷地拡張を造成する内容となっています。

上下水は設置せず、雨水排水は敷地内自然浸透にて処理します。

周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

現地調査は、3月19日、午前9時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。

斎藤 栄委員

議案第4号、番号8番について報告します。

売買により建売分譲として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より南へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は矢板市を中心に住宅新築分譲販売を営んでおります。

この度、宅地需要が高く、小・中学校、高校、スーパーに近い本申請地を申請するに至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。

本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地で建売分譲を行う内容となっています。

上下水は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

なお、転用に先立ち農振除外も完了しています。

現地調査は、3月19日、午前10時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号8番について、事務局から補足願います。

上野農地係長

番号8番について補足します。

本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。よって、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日又は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

	異議なし多数と認め、番号 8 番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
議長	次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第 5 号について説明します。
	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成することになっていることから協議があったものです。
	議案書 8 ページから 22 ページまでが「中間管理設定関係」の案件で 68 件、合計面積が 290,372 平方メートルとなります。続いて、23 ページが「所有権移転関係」の案件で 2 件、合計面積が 5,714 平方メートルとなります。
	調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。
	このことについて、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第 5 号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。
	次に、議案第 6 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	それでは、本日お配りいたしました、別冊をご覧くださいと思います。
	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。黄色のマーカーがたくさん付いているものになります。毎年最適化活動の目標の設定を行っておりまして、令和 8 年度の目標設定について御審議いただくものです。まず 1 ページです。農業委員会の状況についてになります。こちらは、農業委員及び農地利用最適化推進の定数及び実数となっております。次に、下の段の 2、農家・農地等の概要についてをご覧くださいと思います。一番左側と真ん中の表をご覧くださいしたいと思います。経営体数及び農業者数につきましては、農林業センサスに基づく数字となります。ただ、2025 年度の農林業センサスにつきましては、確定値とされておりませんので、2020 年度の農林業センサスの数値となっております。確定値が出ましたらば、こちらは訂正させていただきます。続きまして一番右側の表になります。認定農業者及び認定新規就農者につきましては、令和 8 年 3 月 10 日現在の経営体数となっております。基本構想水準到達者につきましては、現在農務畜産課で集計中ということで、昨年同様の数字が入っております。こちら集計作業が完了しましたら、後日訂正させていただきますと思います。続きまして、農業参入法人につきましては、昨年度より、4 法人増えておりまして、45 経営体。それから集落営農組織につきましては、昨年同様の 1 経営体となっております。続きましてその下の表を見ていただきたいと思います。こちら耕地面積につきましては、農林水産関係の統計に基づく、耕地及び作付け面積の数字となっております。こちらは田が 6,260 ヘクタール、それから畑が 3,230 ヘクタール、合計 9,490 ヘクタールとなっております。続きまして、ページをめくっていただきまして 2 ページをご覧ください。こちら最適化活動の成果目標についてです。(1)の農地の集積のところをご覧くださいと思います。こちら現状及び課題の表になります。これまでの集積面積(B)のところですが、こちら農務畜産課で集計中ということで昨年同様の面積が入っております。またこちら 4 月に訂正をいたします。
	続きましてその下の表の、②目標をご覧くださいと思います。こちら目標年度及び集積率につきましては、農地等の利用の推進に関する指針による数値となっておりますので昨年同様の数値となっております。今年度の新規集積面積は、先ほど御説明いたしました、農務畜産課で算定中のこれまでの集積面積により割り出すため、こちら 4 月に訂正をさせていただきます。続きまして下の表の(2)遊休農地の解消の

ところの表を見ていただきたいと思います。こちら利用状況調査によりまして判明した遊休農地の状況となっております。1号遊休農地面積が28ヘクタール、で、このうち緑区分の遊休農地面積15ヘクタール、黄色区分の遊休農地面積13ヘクタールというふうになっております。続きましてページをめくっていただいて、3ページを御覧いただきたいと思います。こちらは(3)新規参入の促進の表をご覧いただきたいと思います。令和7年度の新規参入者は、8経営体で5.54ヘクタールとなりました。②の目標のところを見ていただきたいと思います。権利移動面積ですが、令和7年度は348ヘクタール、令和5年から令和7年の平均は、381ヘクタールとなりました。続きまして、2の最適化活動の活動目標についてです。一人あたりの活動日数を、月9日とさせていただきます。こちらは昨年度と同じ数字になっております。こちらの数字につきましては、皆様から出していただいた活動記録簿を12月末で集計しまして、9.7日となっていたため、月9日の目標とさせていただきます。続きまして(2)の活動強化月間の設定回数、こちらも昨年同様の3回といたしました。実施時期につきましては、11月、12月、1月というふうになっております。こちらは、農作業が落ち着く時期、農業者年金の推進強化月間の11月、12月、1月ということで、同じ時期に設定をさせていただきます。続きまして最後のページ4ページをご覧ください。(3)の新規参入相談会への参加目標になります。こちらも昨年同様参加回数としては1回の目標とさせていただきます。開催時期につきましては、8月、参加者数も一人ということで、こちらも昨年同様の回数とさせていただきます。説明は以上となります。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

一戸 養子委員
織田局長補佐

1ページの2番の、総農家数と農業経営体数の違いについてを教えてください。

すみません。こちらの数字の違いについて、こちらで把握していません。後日、調べまして御回答させていただきたいと思います。申し訳ないです。

議長

他に、質疑、御意見はございますか。

辻野 岩男委員

今の質問と関連するんですけど、以前は、農業委員会で農家台帳を作成していたのですが、その農家台帳作成の基準というものはあるんですか。私が居た時は、昔は10アール以上を農家台帳に載せると記憶しているんですが、今はどうなんですか。

上野農地係長

農地法の改正によりまして、農家台帳というものの自体がなくなってございます。農業委員会では農地を管理するというような形で、農家単位ではなく、農地単位に変わっているものですから、農家台帳自体は存在しておりません。併せて農業委員の選出についても選挙ではなくなった関係で、農家台帳を作成する必要がなくなったというところで、今現在は行っておりません。以上です。

議長

他に、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。

議長

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

上野農地係長

報告第1号会長専決処分の報告について説明いたします。

2月中の会長専決許可処分はございませんでしたので、今回資料もお配りしてございません。以上です。

議長

報告が終わりましたので、報告第1号を終わりにします。

議長

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

織田局長補佐

それでは本日お配りした議案書の25ページをご覧くださいと思います。

報告第2号、農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。

議長

2月の届出の状況につきまして御報告するものです。

2月は相続等を原因とした権利移動の届出を9件受理いたしました。

いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。

報告が終わりました。

このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 番

議席番号

2 番
